

公示送達書

令和8年(2026年)9月7日  
 央収一税第150号

熊本県県央広域本部長

地方税第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。  
 熊本県県央広域本部長は、送達すべき書類を保管していますから、送達を受けるべき者からの申出があればいつでも送付します。

なお、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

[illegible]